

# 令和2年3月から 外国人雇用状況の届出において、 在留カード番号の記載が必要となります。

**令和2年3月1日以降**に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出※において、**在留カード番号**の記載が必要となります。

外国人雇用状況届出における届出方法は、**雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合で、届出方法が異なります**ので、ご注意ください。

- ※ 労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。
- なお、在留資格が「外交」、「公用」の方や特別永住者は、外国人雇用状況届出の対象外となります。

## 【雇用保険被保険者となる外国人の場合は、以下の方法で届け出を行ってください】

雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】

1. 事業所番号

4	9	0	0	-	0	0	0	1	1	1	-	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記載例

2. 在留カード番号記載欄

雇用保険被保険者取得届(連記式)の場合は、個人別表の扶養番号を記載 ※雇用保険被保険者資格喪失届は記載不要	被保険者番号 ※はじめて雇用保険の被保険者となる場合は記載不要	氏名	在留カード番号記載欄 (※在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)
1	1	ABCDEF	A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D
2	2	GHIJKLM	A B 2 3 4 5 6 7 8 9 C D
3			
4			

### ◆ 在留カード番号の記載欄

在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号を記載する。



- 雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届と一緒に、左の様式に在留カード番号をご記入の上、ハローワークに提出ください。
  - インターネットを通じた電子申請「e-Gov(イーガブ)」※裏面ご参照)をする場合も、左の様式に入力・添付をして申請をお願いします。
- ※当該様式(Excel)は、e-Gov上に掲載しています。

**!** 別様式での届け出は、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が、様式改正（在留カード番号記載欄が追加）されるまでの**暫定運用**となります。様式の改正は、令和2年度中を予定しています。

ご不明な点は、お早めに事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください

(裏面へ)

